

令和 6 年
11 月号

一関労働基準監督署からのお知らせ

1, 11 月は「過労死等防止啓発月間」です！

【特設サイト】 <https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>

過労死等防止対策推進法（過労死防止法）では、毎年 11 月を「過労死等防止啓発月間」としています。労働時間の現状を見ると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は引続き高く、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移しており、これらの問題の解消に向けては、使用者が労働時間を適正に把握した上で、労働者や労働組合、産業保健スタッフが使用者と一体となって取り組む必要があります。

このため、厚生労働省では、11 月に「過重労働解消キャンペーン」を設定し、次の事項を中心に、労使をはじめとする関係者に呼び掛け、長時間労働の削減、健康障害防止、労働時間の適正把握、賃金不払残業の撲滅等過重労働解消に向けた取り組みを推進します。

- ・労使の主体的な取り組みの促進
- ・企業における自主的な過重労働防止対策の推進
- ・重点監督の実施
- ・電話相談の実施 11 月 2 日(土) 9:00~17:00 フリーダイヤル 0120-794-713

また、以下のシンポジウムやセミナーに、積極的にご参加いただきますようお願い申し上げます。



なくしましょう 長い残業

(1) 「過重労働解消のためのセミナー」(参加無料！オンライン開催！)

専用HP ; <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/inquiry>

【オンラインセミナー】全 25 回 開催期間 ; 令和 6 年 11 月 1 日~令和 7 年 1 月 28 日

このセミナーは、会社などからパソコンで気軽に参加することができ、以下のテーマ別に受講することができます。

- 【A】 ところ：過重労働・ハラスメントと心の健康の関係と改善・対策方法
- 【B】 からだ：過重労働と身体の健康の関係と改善・対策方法
- 【C】 企業事例：過重労働解消の企業事例
- 【D】 裁判例 1：過労自殺に関わる精神疾患事案
- 【E】 裁判例 2：過労死に関わる事案



【現地セミナー 岩手会場】

このセミナーでは、①法令、ガイドライン等のポイント解説、②過重労働に関する脳・心臓疾患、精神疾患に係る裁判例、③過重労働解消に関する企業の取り組み事例について解説します。

日 時 ; 11 月 28 日(木) 14:00~16:30

場 所 ; 岩手市民文化ホール 第 2 会議室(盛岡市大通一丁目 1-16)

(2) 過労死等防止対策推進シンポジウム(参加無料！)

~~過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ~~

専用HP ; <https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ、深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等防止対策推進法施行から 10 年、改めて過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

日 時 ; 11 月 14 日(木) 13:30~15:30

場 所 ; 岩手教育会館 2 階 多目的ホール(盛岡市大通一丁目 1-16)



2, 11 月は、「令和 6 年度 いわて年末年始無災害運動」の準備期間です！

〈令和 6 年度スローガン〉 **あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害**

年末年始の慌ただしい時期を迎え、寒冷の時期に入って凍結、降雪等の自然要因も加わり、路面の凍結による転倒災害、車両のスリップ事故などの冬季特有の災害が発生するリスクが更に高まる時季となることから、岩手労働局では令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日を「令和 6 年度 いわて年末年始無災害運動」の期間とし、労働災害の根絶に向けた取り組みを展開することとしています。

1 月 1 日から 1 月 30 日までの期間は準備期間となっていますので、以下の事項の実施準備



「冬季死亡災害ゼロ 100 日運動」(令和 6 年 11 月 21 日~令和 7 年 2 月 28 日)が始まります！
重点事項(安全意識の高揚、管理体制の活発化、重機や機械設備・冬季特有災害防止等)への取り組みをお願いします。

岩手県最低賃金が時間額 952 円に改正されます！(令和 6 年 10 月 27 日発効)
～～確認しよう最低賃金！使用者も、労働者も、お互いに～～

をしていただき、冬季・年末年始に向けた労働災害防止への積極的な取り組みをお願いします。

ア 冬季特有災害の防止

- ①積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止(「冬季転倒災害防止対策強化期間」と連携)
- ②車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止 ③雪降ろしの際の災害防止 ④火災・火傷の防止
- ⑤一酸化炭素中毒の防止 ⑥凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止 ⑦作業時の保温・体操の実施
- ⑧その他の冬季特有災害の防止

イ リスクアセスメント・危険の見える化の実施

ウ 「安全決意宣言」の実施

エ 労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動への参加



3, 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です！

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトまたは、岩手労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。岩手労働局雇用環境・均等室；電話；019-604-3010

特設サイト；<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

4, 令和6年9月末現在における労働災害の発生状況について

休業4日以上 ^(新型コロナを除く) の死傷災害	92件	(前年同期比較-34件、-27.0%)
^(新型コロナを含む)	123件	(" -23件、-15.8%)
うち、死亡	0件	(" ±0件)

令和6年9月末現在における死傷災害(新型コロナウイルス感染症を除く)は92件で、**前年同期から-34件-27.0%と大幅に減少**し、また、死亡災害は発生していません。(新型コロナウイルス感染症を含むと123件で、前年同期比-23件-15.8%減少。)

業種別(コロナ除く)では、①製造業26件(前年同期比-3件-10.3%)、②建設業18件(同-4件-18.2%)、③商業12件(同-2件-14.3%)及び保健衛生業12件(同±0件±0.0%)、④運輸交通業10件(同±0件±0.0%)等であり、保健衛生業と運輸交通業を除いて総じて減少しています。特に昨年同期には13件発生していた接客娯楽業が1件(-12件-92.3%)と大きく減少しています。

事故の型別では、①「墜落・転落」21件(構成比22.8%。前年同期比+1件+5.0%)、②転倒19件(構成比20.7%。前年同期比-22件-53.7%)、③「動作の反動・無理な動作」9件(同9.8%。同+2件+28.6%)、④「激突」8件(同8.7%。同+6件+300.0%)、⑤「激突され」7件(同7.6%。同-4件-36.4%)、「はさまれ・巻き込まれ」7件(同7.6%。同-4件-36.4%)及び「交通事故」7件(同7.6%。同+3件+75.0%)等となっています。7月までは「転倒」がワーストであったものの8月に「墜落・転落」が逆転したほか、前年に比べて「激突」、「交通事故」や「動作の反動・無理な動作」が大きく増加しており、これらの対策が強く求められます。

全体での労働災害が減少している要因としては、①転倒災害が前年同期に比べて半減していること、②前年に比べて「飛来・落下(11件⇒4件)」「崩壊・倒壊(6件⇒2件)」「激突され(11件⇒7件)」「はさまれ・巻き込まれ(11件⇒7件)」「高温・低温のものとの接触(8件⇒2件)」と減少していること、③特に今夏は猛暑であったものの熱中症が前年より減少していること等が考えられます。

当署では、令和6年における労働災害防止に係る目標を、

○全労働災害減少目標⇒143人以下 **○死亡災害⇒0人(発生させない)**

と定め、労働災害防止対策を推進しています。

毎月末時点の災害発生状況は減少傾向を続けており、このまま推移すると前年より大幅に減少が見込まれますが、例年年末に向けて増加する傾向があり、特に降雪期を迎えると再び転倒災害が増加して全体数を底上げすることが懸念されます。

労働災害はあってはならないものであります。各事業場の皆様におかれましては労働災害を発生させないという固い決意の下、労働災害防止対策の着実な実施をお願い申し上げます。

岩手局最新
災害統計



一関署最新
災害統計
&
死亡ゼロ運動
リーフレット



安全に！！



転倒災害を防止しよう！

～事故の型別で約3割を占めている転倒防止対策を徹底しましょう。～